

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	水道標準プラットフォームによる台帳アプリケーション提供業務	水道局経営企画課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-381-8649	2025年4月1日	株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2,422,200	委託先は当該プラットフォームの提供事業者であり、台帳アプリケーションの製作元でもある。当該業務を行うには、当該プラットフォームの利用が不可欠なため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
2	令和7年度 財務会計システム保守運用業務	水道局経営企画課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-381-8649	2025年4月1日	富士通Japan株式会社 兵庫支社 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮 プラザ EAST	6,797,010	委託先は、本件業務の対象システムである財務会計システムを設計・開発した事業者であり、開発以降の保守運用業務も継続して委託している。本件業務の履行に必要な専門知識を有し、パッケージソフトウェアを含めたシステムのサポートが可能な唯一の事業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
3	健康診断(人間ドック受診者分)	水道局経営企画課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-381-8167	2025年4月1日	神戸市職員共済組合 神戸市中央区京町72 新クレセントビル9階	・職員定期健康診断 7,400円／件 ・前立腺がん検診 500円／件 ・職員婦人科検診 1,000円／件 (採用単価に数量を乗じた額の10%の金額を支払時に加算する)	事業主に実施義務がある法定健康診断、前立腺がん検査及び乳がん検査は、神戸市職員共済組合が実施する人間ドッグの検査項目に含まれており、単独で行うより神戸市職員共済組合に委託する方が安価で効率的に実施できるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
4	神戸市水道局ホームページ保守運営・企画広報業務	水道局経営企画課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-381-7443	2025年4月1日	株式会社イディー 神戸市中央区江戸町85-1 ベル・ウイング神戸ビル10F	2,096,481	令和2年度の新規ホームページ制作公募時に、引き続き保守管理を依頼することで業務を滞りなく行うこと、ホームページのビジュアルにあった企画を行うことでホームページ全体の統一感を持ってコンテンツを充実させることを目的として、制作の委託先となった事業者により、本業務を令和7年度まで契約できることを公募条件としたため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
5	水道施設場内管理監理業務	水道局技術企画課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-381-9586	2025年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	18,493,200	・本業務には、重要な水道施設内での作業を含み、不衛生行為の禁止やセキュリティの確保といった水道法等の関係法令及び本市水道施設の理解が必須となり、一定の専門性が求められる。 ・本業務は、予算や執行状況を考慮し、地域住民からの要望と局の所管事業所の意向を調整し、作業の実施時期や範囲を計画する必要があり、知識・経験が求められる。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
6	水道施設場内防草対策業務	水道局技術企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-381-9586	2025年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	159,368,000	・優先的に防草対策する施設の抽出や施設内の対策場所の選定など維持管理に係る方針の検討を含む業務であり、かつ重要な水道施設内の工事のため、埋設管や構造物、電気設備等を損傷することないよう、適切な工事監理が必要であり、本市の水道事業や水道施設に対する深い理解や知識を要する。 ・工事発注に伴う積算技術や入札方法について公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律 第21条の規定条件を備えるものへの委託が必要のため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
7	産業廃棄物埋立処分業務	水道局技術企画課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-381-9586	2025年4月1日	大阪湾広域臨海環境整備センター	12,870円/t	・委託先は広域臨海環境整備センター法(昭和56 年法律第76号)に基づいて設立された団体であり、大阪湾圏域2府4県の市町村からの委託を受けて、廃棄物の処分を行っている。本市についても、同センターとの間で締結した基本協定書(昭和60 年4月1日付け)において、政令で定める産業廃棄物による海面埋立てを当該団体に委託すると規定しており、本契約を締結する相手方としては、当該団体以外にないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
8	西舞子中層配水場・烏原貯水場建築施設維持修繕工事設計・工事監理業務	水道局浄水統括事務所設備課 神戸市兵庫区楠谷町37-1 Tel: 078-351-2414	2025年4月9日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	17,228,200	・浄水場、配水場やポンプ場等の水道の重要施設内での工事を伴うため、水道法等の関係法令の理解や特別な専門性・安全確保などを要する。 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下品確法) 第21条の規定によると、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、発注関係事務を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならないとしている。今回、水道事業に特化した専門的知識のある外部組織の活用において、神戸市職員と同等の技術力、対応力を有し、公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる者に委託を実施することが求められる。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
9	会下山グラウンド・テニス コート市民開放業務	水道局浄水統括事務所施設課 神戸市兵庫区楠谷町37-1 Tel: 078-351-2414	2025年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	10,226,700	・業務の履行場所は、現在供用中の水道施設内にあるため、 水質の安全性の確保、施設の保安上の配慮、衛生上必要な 措置等を講じなければならず、市民開放業務を行うにあたり 水道局と迅速かつ的確な調整が必要であり、必然的に水道局 と同等の関係法令に対する知識や経験などを併せ持つことが 求められる。 ・毎月実施する抽選業務は、抽選会の運営のみならず、抽選 そのものに対する中立性・公平性が担保され、かつ利用者か らの信頼を確保しなければならない。 ・市民からの 問い合わせに対しては、市民開放に至るまでの 経緯等も踏まえた上での適宜適切な判断・対応が求められ る。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
10	管路情報管理システム整 備業務及び給水設計台帳 システム保守業務	水道局北部水道管理事務所 神戸市北区日の峰1-14-1 Tel: 078-958-5290	2025年4月1日	コンピューターシステム株式会社 愛媛県松山市一番町3-2-11	37,983,000	当該システムは、ドコモシステムズ㈱が開発(神戸市仕様にカ スタマイズ含む)し、令和2年4月1日から当該委託先に権利 譲渡が行われた為、現在、システムのアップデート等の作業を 行うことができる唯一の者であり、競争入札に適さないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
11	コンビニエンスストア収納 事務委託	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	㈱ローソン 東京都品川区大崎1-11-2 ㈱ファミリーマート 東京都港区芝浦3-1-21 ㈱セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8-8 山崎製パン㈱ 東京都千代田区岩本町3-10-1 ㈱しんきん情報サービス 東京都港区港南1-8-27	(支出予定額) 79,087,000	お客さまの利便性を考慮し、神戸市内に広く店舗展開している コンビニエンスストアを選定する必要があるため。また、既に局 の電子計算機処理システムとの連携を行ってきており、継続し てお客さまサービスを提供することができる事業者であるた め。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
12	水道事業に係る収納デー タ作成等委託	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	㈱さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21-1	9,424,800	指定金融機関である三井住友銀行系列情報システム会社の さくらケーシーエス以外に、系列グループ会社においても同様 の業務が可能な会社はないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
13	上下水道料金等口座振替 伝送業務委託	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	㈱さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21-1	(支出予定額) 6,264,000	確実に口座振替依頼を可能にするため、指定金融機関である 三井住友銀行系列情報システム会社のさくらケーシーエスが、 当該業務にかかるシステムを改修・構築しており、同社以外に 当該業務が可能な会社はないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
14	指定納付受託者による水道料金等のクレジットカード決済に係る納付業務委託	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	三井住友カード(株) 大阪市中央区今橋4-5-15 (株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22 (株)クレディセゾン 東京都豊島区東池袋3-1-1 イオンフィナンシャルサービス(株) 東京都千代田区神田錦町1-1 (株)ジャックス 大阪市中央区伏見町4-1-1	(支出予定額) 48,796,000 不課税	委託先は、地方自治法等で定める指定納付受託者の要件を満たす業者であり、指定代理納付制度時代からの実績もある。また、平成23年度の業務開始以後、当該業者のほかに当初の公募条件を満たす内容で本業務への新たな参入希望がなく、上記要件等を満たす業者は当該業者しかいないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
15	水道料金等のクレジット継続払い受付及び決済に係るデータ処理業務委託	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	(株)エフレジ 大阪市北区大深町4-20	(支出予定額) 17,109,000	委託先は当該業務を行うために本市専用のシステムを構築しており、また、営業オンラインシステムも当該業者との連携を前提に構築しており、当該業務を履行できる唯一の業者であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
16	インターネット口座振替契約受付サービスの取扱業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	(株)三井住友銀行 東京都千代田区丸の内1-1-2	(支出予定額) 2,200,000	Web 口座振替契約受付サービスを利用する際は金融機関との契約が必須となり、特定の金融機関と契約しなければ本サービスが利用できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
17	水道料金等のWeb口座振替受付サービス業務	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	ヤマトシステム開発(株) 東京都江東区南砂2-5-15	(支出予定額) 4,620,000	地方公共団体に向けた総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用したネットワーク口座振替受付サービス(ネット口座振替受付ゲートウェイ)を利用したサービスはヤマトシステム開発(株)しか対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
18	営業オンラインシステム改修業務(Web請求対応)	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	日本電気(株) 神戸市中央区東町126	32,525,625	委託先は、当該システムを設計・開発するとともに、これまで保守業務を受託してきており、システム内容を熟知している。また、当該システムの著作権を本市以外に有している唯一の業者であることから、サポートが可能な業者は当該業者以外に無いため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
19	営業オンラインシステム改修業務(検針HT特記メモ対応・遅延損害金計算対応)	水道局営業課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-797-5555	2025年4月1日	日本電気(株) 神戸市中央区東町126	16,623,750	委託先は、当該システムを設計・開発するとともに、これまで保守業務を受託してきており、システム内容を熟知している。また、当該システムの著作権を本市以外に有している唯一の業者であることから、サポートが可能な業者は当該業者以外に無いため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
20	各所水管橋塗替え工事監理等業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-958-7688	2025年4月14日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	99,715,000	・業務には公共工事の発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条の規定条件を備えるものへの委託を要する。 ・優先的に塗装する水管橋の抽出など維持に係る方針の検討や工事場所選定を含む業務であり、また施工に際しては水道施設の塗装に係る独自規格である WSP 009 に基づいた指導を要するなど、神戸市の水道事業や水道施設の特徴に深い理解を要する。 ・このため、工事発注に伴う積算技術や入札方法について公平性と中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができ、公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条の規定条件を備え、且つ水道施設管理に係る業務に関して高い専門知識を有するものへの委託が必要なため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
21	給・配水管路情報データ提供業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-958-7688	2025年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	6,807,900	・本業務では、市内全域の給・配水管路情報や利用登録者の情報等を取り扱い、また、情報提供時の市民からの質問等にはきめ細やかな対応をしなければならないことから、情報管理の徹底と神戸の水道事業に対する深い理解の双方を要する。 ・業務に利用する閲覧機器は、本市の管路情報システムに接続するため、本市のシステムや情報セキュリティに対する高い理解を要する。 ・加えて、インターネット 閲覧システム は 水道サービス公社の HP 上で稼働するシステムである。 ・このことから、本業務は情報管理体制の徹底が担保され、且つ神戸の水道事業 や管路情報システム に精通するとともに、インターネット閲覧システムの操作、メンテナンスが可能なものに委託する必要があるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
22	水道施設維持管理業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-958-7688	2025年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	139,756,100	・本業務は配水場等の重要施設内での作業を含んでおり、本市水道施設の構造(施設基準、構造及び材質、関連指針)や水道法など関係法令への理解が求められる。 ・また、漏水調査業務の遂行にあたっては、本市の配水管網や属具の配置箇所のみならず、本市の漏水調査の方針や計画立案等に精通していなければならない、一定の専門性が必要とされるため。 ・本業務では、本市の水道施設管理に係る業務に関して、高い経験と理解が必要であり、業務に当たるものには、水道局職員と同等の能力を有することが求められる。また、漏水調査業務及び施設巡回点検業務、水栓操作補助に係る調査の一連の業務を期間通じて効率的、且つ安定して運営できる体制を有することも必要となる。 ・加えて、業務には本市の水道事業における将来的に持続可能な水道施設の維持管理に係る調査・検討業務など、政策立案に影響する業務も含まれるため、公平中立な業務執行が期待できる準公的機関に委託することが適切である。 ・これらの条件を満たすものは、委託先以外存在しないため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
23	令和7年度神戸市水道システム再構築計画立案システムサポート他業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-958-7688	2025年6月25日	株式会社 管総研 尼崎市浜1-1-1	9,020,000	現在、使用しているP-DESは、水道局と管総研が共同開発したシステムである。 本業務を遂行するためには、 ①当該システム全体の状況を把握し遠隔に運用できること。 ②データ構造等に精通し不具合への対応など円滑に遂行できること、などが挙げられる。 これらの要件を満たしている唯一の者である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
24	西垂水第2高層送配水管整備工事その2設計業務	水道局配水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-958-7688	2025年9月3日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	22,825,000	本業務は、設計発注事務等を含み、公共工事の品質確保の促進に関する法律第22条の規定条件を備えるものへの委託を行う必要がある。 また、明石市送水管と一体的に設計を行うことで、経済的かつ効率的な事業運営を図るため、明石市送水管の設計を実施する事業者と同一の事業者に対して、本業務の委託を行う必要がある。 加えて、本業務の設計範囲には河川横断を含み、明石市送水管と併せて水管橋の架設が必要となる。設計にあたっては、現場の制約条件や大口径送配水管に関する高度な知識と専門性を有することが求められる。また、関係機関との協議や各種申請等を水道局に代わり円滑に進める能力も必要とされるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
25	神戸市工業用水道における工業用水受付センター運営業務	水道局給水課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	11,792,000	本業務は、現地の状況を仔細に把握したうえでの現地出動やユーザーの企業情報である工業用水利用水量及び利用料金等の情報を収集し、営業オンライン端末等を扱う料金調定・請求に関する業務が含まれており、高い公共性や水道事業に関する理解が求められる。本業務の遂行に不可欠な要素を有しているのは、長年神戸市の水道事業に携わり、水道局を補完する準公共的な立場にある委託予定先以外にないため、随意契約を締結するものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
26	神戸市工業用水道における令和7年度水道メーター更新監理業務	水道局給水課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年4月1日	(一財)神戸市水道サービス公社 神戸市須磨区大池町5-6-30	8,283,000	メーター取替時は、バルブ操作を行うため赤水発生の恐れがあり、豊富な経験が必要である。また、作業計画の立案、作業の進捗管理、苦情要望対応など特に丁寧なユーザー対応が求められる。したがって、本業務の施行に必要な不可欠な水道事業に関する理解や豊富な技術・経験を有し、確実に業務を履行できるのは、委託先以外にないため (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
27	神戸市工業用水道 令和7年度水量遠隔監視システムサーバー運用保守管理業務	水道局給水課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年4月1日	株式会社KWS 神戸市中央区加納町3-11-4	7,882,600	令和5年度にIP VPN に対応した通信機器に交換する計器盤改造を施工しており、水量遠隔監視システム再構築業務(システムの構造及びサーバーの運用)について熟知しているため、確実に運用管理が行えるのは、システム開発者である委託先以外にないため、随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
28	神戸市工業用水道計器盤保守点検業務	水道局給水課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年4月1日	株式会社KWS 神戸市中央区加納町3-11-4	6,935,500	本業務は、工業用水道の使用水量を計測する計器盤の保守点検を行うもので、本市既設の計器盤の構造を熟知している必要がある。したがって、本業務を確実に施工できるのは、令和5年度にシステム再構築業務(計器盤改造)を受託した委託先以外にはないため、随意契約を行うものである。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
29	給水装置工事 AI図面審査アプリケーション運用保守業務	水道局給水課 神戸市中央区橋通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年4月1日	富士通Japan株式会社兵庫公共ビジネス部 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST	8,063,000	当該事業者は、令和5年度実施の公募により選定され、AI審査アプリを開発しており、システム内容等を熟知している。本業務を遂行するためには、同アプリのプログラム仕様や設定情報等にかかる知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、当該事業者以外が実施することは困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号の規定に基づく契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
30	給水装置工事 AI図面セルフチェックアプリケーション運用保守業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年4月1日	富士通Japan株式会社兵庫公共ビジネス部 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST	12,423,972	当該事業者は、AI図面セルフチェックアプリを開発しており、システム内容等を熟知している。本業務を遂行するためには、同アプリのプログラム仕様や設定情報等にかかる知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、当該事業者以外が実施することは困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
31	給水装置工事申請における図面作成アプリケーション更新の検討・構築業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年4月1日	株式会社AMDlab 神戸市中央区栄町通5-2-2-202	7,920,000	当該事業者は、令和6年度実施の公募により選定され、図面作成アプリを開発しており、システム内容等を熟知している。本業務を遂行するためには、同アプリのプログラム仕様や設定情報等にかかる知識が不可欠であり、当該事業者以外が実施することは困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)
32	給水装置工事申請における図面作成アプリケーション運用保守業務	水道局給水課 神戸市中央区橘通3-4-2 Tel: 078-341-5606	2025年7月1日	株式会社AMDlab 神戸市中央区栄町通5-2-2-202	6,369,000	当該事業者は、令和6年度実施の公募により選定され、図面作成アプリを開発しており、システム内容等を熟知している。本業務を遂行するためには、同アプリのプログラム仕様や設定情報等にかかる知識のほか運用ノウハウが不可欠であり、当該事業者以外が実施することは困難であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)